

平成27年度
第1回匝瑳市介護保険運営協議会
第1回匝瑳市地域包括支援センター運営協議会

会議概要

1 開会

事務局が開会を宣言した。

2 委員紹介

各委員から自己紹介を行った。
大木課長から事務局員の紹介を行った。

3 会長選出

委員の互選により、那須章典委員が会長に選出された。

4 あいさつ

那須会長があいさつを行った。

5 議事

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業（生活支援サービス）について

資料に基づき、事務局から説明を行った。
説明後、次のとおり質疑応答等が行われた。

<質疑応答等>

委員：市が行う高齢者の生活支援サービスの中に緊急通報装置の設置というものがあるが、緊急通報装置とはどんなものか。

事務局：独居高齢者を基本として、電話機に繋げ緊急の場合にボタンひとつで民間事業者のコールセンターに繋がり、緊急の場合は、救急車や警察を手配していただく、若しくは、近所の方で協力員を3名お願いし、救急車や警察を呼ぶほどではないが助けが必要だという場合に、駆け付けていただいている。民間事業者との委託契約で設置している。

委員：緊急通報装置については分かった。例えば、独居の方がボタンを押すとコールセンターに行く、近所には協力者がいる、その協力者に対してはコールセンターから連絡がいくのか。

事務局：そのとおりである。

委員：スピーディーに協力者に連絡がいくということね。

委員：支援体制の圏域はどの程度を市として考えているか。

事務局：協議体は、第1層、第2層、第3層とあるが、第1層は市全体で一つ、第2層は国や県で言っているのは中学校区で一つ、第3層は本当に住民主体の地区単位、例えば平和地区、中央地区ということであるが、そこまでいくのには時間が掛かると言われている。まずは市で一つ作って、そして中学校区で、本当に身近な自分たちの地域を考えていくようにしていくと思う。また、第3層と第2層が連携し、第2層と第1層も連携するというように繋がっていくようになると思う。

委員：匝瑳市としては2層位。

事務局：まだ、そこまで整備についてきちんと検討は出来ていない。

委員：生活支援体制整備事業について、市が行っている生活支援サービスの中の生活管理

指導員の派遣と生活管理指導短期宿泊事業をもう少し説明をしてもらいたい。

事務局：まず、生活管理指導員の派遣については、介護認定を受けていない方で、微妙な体の具合で認定にならなかった方を対象にヘルパーを派遣しており、社会福祉協議会に委託している。サービス内容としては、身体でない生活支援になる。生活管理指導短期宿泊事業は、ショートステイになり、対象は在宅で介護していた方が病気になる、介護されていた方が一人になってしまうといった場合に一時的に施設に入ってもらえるものである。

委員：ショートステイの期間の限度というのは、

事務局：要綱があり、期間は1か月が限度となる。

委員：生活管理指導員という言葉がヘルパーに結びつかない。ヘルパーは生活管理指導員になるための研修を受けているのか。通常のヘルパーだよ。

事務局：そのとおりである。

委員：このネーミングは分かりづらい。別の資格を持っている人ととらえがちなので、市民が理解出来るようなネーミングでないと。派遣してもらうにしてもどんな指導をされるのかとか、その辺がどうかとを感じる。

事務局：資料には生活管理指導員の派遣としてあるが、匝瑳市の規則では匝瑳市ホームヘルパーの派遣に関する規則となっているので、資料3ページ1番の市が行う高齢者の生活支援サービスの生活管理指導員の派遣と記載されている部分については、ホームヘルパーの派遣に訂正という形でお願いしたい。

委員：今の説明の中で認定を受けていない人が対象で、社協に委託しているという話であったが、受けた人はこちらの窓口に行けば良いのか。

事務局：高齢者支援課支援班に申請をしていただく形になるので、私共に御相談いただきたい。

委員：自己負担はどうか。

事務局：ホームヘルパーの自己負担は1時間当たり225円の負担となる。

委員：これは、医師の診断書は必要になるのか。

事務局：必要になる。

委員：この制度はいつからやっているのか。

事務局：合併以前、八日市場市の頃からやっているが、開始日までは今は分からない。

委員：このような制度があるということを市民にはどのようにPRをしているのか。

事務局：資料に載せてある全てのサービスについて、ホームページ、広報紙で周知を図っている。民生委員にも年に1度、サービス一覧表というものを配っている。

委員：今までやっていることと、改正後にこのように市で行うサービスが変わりますとか、ここがプラスになりますよということが書かれていると、今までのサービスと少し変化があると分かるが、今、話があったようにこれは以前からやっているということになると、今の地域包括システムの中の生活支援介護予防の部分でもう少し生活支援体制の整備をしっかりとしていこうというところが分かりづらい。例えば、今後、このように多様化していくとか、充実していくところがピンポイントで分かるようになるが、ちょっと分かりづらい。例えば、緊急通報装置の設置などはもうずいぶん前からやっている話だし、はり・きゅう・マッサージとかもずっとやっていることである。だからそういったものを評価するところはどこなのかということとか、もう少し明確になると良い。それが、今のこの資料には無い。

事務局：確かに分かりづらくて申し訳ないが、今、委員から話があったように、これからどのようにしていこうかということで、既存のサービスの充実を図るということも含

めてこれから多様化していくということで、まず、本日は既存でどんな市のサービスがあるか、今、把握しているボランティア活動があるかということを出させていたただいたところで終わっているので、これからどんなサービスを作り出していくかということは協議体を作って、その方達で市民ニーズを少し洗い出しをしていく必要があると思うが、この地域には、この市にはこういったサービスが必要になるということを議論し、作り上げていくことになるので、御了承いただきたい。

委員：緊急通報装置は、民生委員の活動の中で必要と思われた方について高齢者支援課に相談して指導をいただきながら、設置している。実際は高齢者支援課の方に民生委員からお願いをしているので、お知らせしておく。

もうひとつ、生活支援サービス、どのようなものが必要かということで、今、テレビで認知症とか、高齢者の生活の支障をどうしたらよいかということで放送時間が増えている。私が見た中では、四国の方で活動量計を高齢者全員に配布して、それに基づいて認知症にならないための日々の運動をしやすいようにやっていた。これは市と専門機関の協力でやっているというのが11月中旬に放送されていた。予算もあるが、活動量計はこういうもので、こういう種類があるという情報を調べておいていただきたい。その放送では、歩きながら脈拍も調べられると。一日の内にその機械を11時間30分設置し、そういう細かいデータが取れるような活動量計を配布して、パソコンに繋げると記録ができるので、非常に有効なものだと紹介されていた。後で結構だが活動量計についてどんなのものが市販されているか調べておいていただきたい。

事務局：分かりました。貴重な御意見ありがとうございます。

(2) その他

次のとおり発言があった。

〈発言内容〉

事務局：先程から協議体の設置という話を申し上げているが、生活支援整備事業というのは30年までの猶予があるが、市としては今年度から実施したい。というのは今皆さんにお集まりいただいている運営協議会、これは、一応協議体の準備機関ということで、こういった形で協議をしていただくということが生活支援の整備事業を始めたというようなことになる。今すぐに協議体というのはなかなかできないので、この運営協議会で、色々なサービスを作り上げていくのに皆さんの御意見をいろいろと頂戴して進めさせていただきたいと思うので、よろしくお願ひしたい。

6 閉会

事務局が閉会を宣言した。